

# 奈良県政務活動費の交付に関する条例

(平成十三年三月三十日奈良県条例第四十二号)

最終改正 (平成二十九年三月二十八日)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、奈良県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(会派及び議員の責務)

第一条の二 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

(議長の責務)

第一条の三 奈良県議会議長(以下「議長」という。)は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第一に、議員にあっては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第三条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第四条 会派に係る政務活動費は、月額二万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の初日以外の日において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月に係る政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第五条 議員に係る政務活動費は、月額二十八万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の初日以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

3 政務活動費の交付を辞退しようとする議員は、あらかじめ、書面によりその旨を議長に届けなければならない。

(会派の届出)

第六条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、その代表者は、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第七条 議長は、前条第一項の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度四月十日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、四月二日以後年度の末日までの間において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたとき若しくは第五条第三項の規定により議員から政務活動費の交付を辞退する旨の届けがあったときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第八条 知事は、前条各項の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求等)

第九条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十五日までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一の四半期の最初の月又はその翌月に議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一の四半期の最初の月の初日後最後の月の末日までの間(以下「四半期の途中」という。)において、新たに会派が結成されたとき、又は一般選挙若しくは補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、当月)分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。

4 一の四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じたときは、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、当月)の末日までに、当該会派に既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは知事は当該下回る額を追加して当該会派に対しその請求により交付し、当該会派に既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは当該会派の代表者は当該上回る額を返還しなければならない。

5 会派の代表者は、一の四半期の途中において、当該会派が消滅したときは、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

6 議員は、一の四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により

議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（収支報告書等）

第十条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、使途の透明性を図り、県民に説明する責任を果たすため、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し（以下「領収書等」という。）を添付して、年度終了の日の翌日から起算して三十日以内に、議長に提出しなければならない。

2 会派が消滅した場合には、当該会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により、同日の翌日から起算して三十日以内に、領収書等を添えて、議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により、同日の翌日から起算して三十日以内に、領収書等を添えて、議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第十一条 会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第十二条 第十条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し収支報告書等の写しの閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等の写しに記載されて

いる情報のうち、奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）第七条各号に掲げる情報を除き、閲覧に供するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、議長は、収支報告書等の写しをインターネットの利用により公表するものとする。

（議長の調査等）

第十三条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

2 議長は、前項の調査を行うため、議長が指名する三名以内の学識経験を有する者等をもって構成する奈良県議会政務活動費第三者機関（以下「第三者機関」という。）を置く。

3 議長は、収支報告書等に関し、第三者機関に必要な調査等を行わせることができる。

4 前二項に定めるもののほか、第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

（議長の勧告及び命令）

第十三条の二 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派又は議員に対し、収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた会派又は議員が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は、当該会派及び議員に対し、相当の期間を定めて収支報告書の内容を是正すべきことを命じることができる。

3 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第三者機関の意見を聴くとともに、当該命令を行おうとする会派又は議員に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

4 議長は、第二項の規定による命令を行ったときは、当該命令の内容を公表するものとする。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定をする政務調査費について適用し、同日前に交付の決定をした政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第三条の規定による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の奈良県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第五条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第六条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

- 3 新条例第十二条の規定は、前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第十条第一項に規定する収支報告書及び領収書等について適用する。

別表第一 会派に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	<p>1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p>
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<p>1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</p>
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第二 議員に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	<p>1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</p>
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<p>1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費</p>
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費